

## いわゆる靈感商法等の悪質商法への対応について

### 1 国の動き

- 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（法務省主宰、内閣官房、警察庁、消費者庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省）が8月15日に設置され、9月5日～30日を相談集中強化期間として合同電話相談窓口を開設（11月11日まで延長）
- 日本司法支援センター（法テラス）に総合的窓口を設置（11月14日～）
- 灵感商法等に関するこれまでの対応を検証するとともに、消費者被害の発生及び拡大防止を図るための対策を検討するため、消費者庁において「灵感商法等の悪質商法への対策検討会」を設置し、8月29日～10月13日まで計7回の審議を経て、10月17日に報告書とりまとめた。
- 消費者契約法改正案、被害者救済新法等を第210回国会に提出（12/10成立）
- 令和4年度第二次補正予算案に、地方消費者行政強化交付金に灵感商法を含めた悪質商法対策特別枠を創設（5億円）
- 灵感商法等の悪質商法に対応した消費者教育の推進のため、「消費者力」強化のための教材等を作成

### 2 富山県の対応

- ◆ 県消費生活センターのホームページ等で灵感商法等に関するトラブル事例を紹介し、改めて注意喚起
- ◆ 国の合同電話相談窓口の周知、対応
- ◆ 経営管理部において信者の子どもをはじめ「旧統一教会問題」についての相談に対応するための総合電話窓口を設置（9月14日から12月28日）
- ◆ 消費者庁の強化交付金を活用し、消費者ホットライン「188（いやや）」を始めとした相談窓口の周知と、「見守りネットワーク」において悪質商法に関する研修会等を開催する予定